

令和2年10月30日
島根県健康福祉部薬事衛生課 担当：宮本、倉瀧
(診療・検査体制整備に関すること)
TEL：0852-22-6530
島根県健康福祉部健康推進課 担当：岩野
(健康相談全般に関すること)
TEL：0852-22-5328

今冬のインフルエンザ流行に備えた相談・診療・検査体制の整備について

今冬のインフルエンザの流行に備え、新型コロナウイルス感染症も含めた相談・診療・検査が地域で適切に提供できるよう、発熱などの症状がある患者が保健所に相談することなく、かかりつけ医などの地域で身近な医療機関に直接電話をして受診できる体制を整備しました。

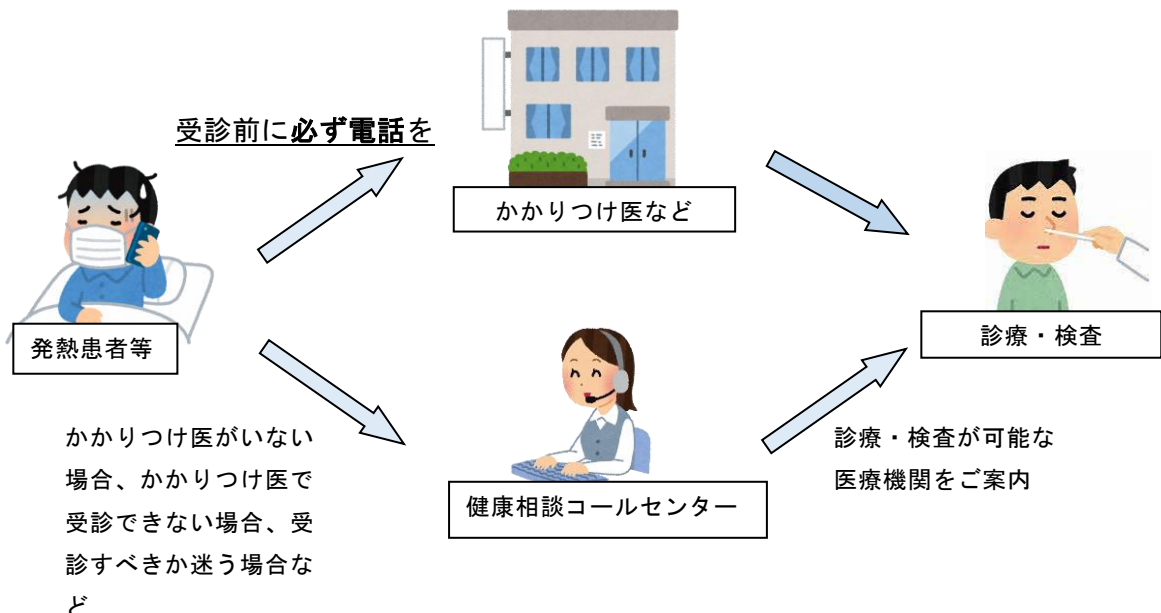
この新たな相談・診療・検査体制は、来月11月1日からスタートします。

【11月1日からの相談・受診方法】

- 発熱などの症状がある場合、まずはかかりつけ医へ電話をして受診してください。
- かかりつけ医がいない場合や、かかりつけ医で受診できない場合、受診すべきか迷う場合には、従来から設置している「しまね新型コロナウイルス感染症『健康相談コールセンター』」へ電話でご相談ください。受診を希望される地域の診療・検査が可能な医療機関（県が指定した診療・検査医療機関等）をご案内します。
- 発熱などの症状がない場合であっても、新型コロナウイルスの感染の不安がある方や、患者と接触した方、感染予防策などの一般的なご相談をしたい方についても、従来どおり「しまね新型コロナウイルス感染症『健康相談コールセンター』」へお電話ください。

発熱などの症状がある方が事前の連絡をせずに医療機関を受診されると、院内で感染拡大のおそれがあります。受診が可能かどうか必ず電話で確認してから、医療機関を受診してください。

【11月1日からの相談・診療・検査体制のイメージ】



◆「しまね新型コロナウイルス感染症『健康相談コールセンター』」～お住まいの管轄保健所へおかけください。

保健所	管轄	専用電話番号
松江市・島根県共同設置松江保健所	松江市、安来市	0852-33-7638
雲南保健所	雲南市、奥出雲町、飯南町	0854-47-7777
出雲保健所	出雲市	0853-24-7017
県央保健所	大田市、川本町、美郷町、 邑南町	0854-84-9810
浜田保健所	浜田市、江津市	0855-29-5967
益田保健所	益田市、津和野町、吉賀町	0856-25-7011
隠岐保健所	海士町、西ノ島町、知夫村、 隠岐の島町	08512-2-9900

◆聴覚障がい等の方のためのFAXによる相談は従来どおり、健康推進課でお受けします。

FAX番号：0852-22-6328

※対応には、時間を要する場合がありますので、症状などのご相談は市町村（役所緊急派遣メールほか）などにまずはご相談ください。

◆外国人住民の方からの相談は従来どおり、しまね国際センターの相談窓口でお受けします。

公益財団法人しまね国際センター 相談専用ダイヤル：070-3774-9329

（スカイプでも相談できます。Skype ID: Soudan@SIC）

※全日9時～17時

※お問い合わせ先 文化国際課 多文化共生推進スタッフ 電話 0852-22-6470

◆島根県ホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/kikikanri/shingata_taisaku/new_coronavirus_portal.html

（参考：なぜ新たな体制の整備が必要なのか）

これまで、発熱などの症状があり新型コロナウイルス感染症が疑われる患者は、各保健所に設置された帰国者・接触者相談センターへ相談し、同センターから案内された帰国者・接触者外来を受診して検査を受けることとなっていました。

今冬は新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時に流行する可能性もありますが、これらの患者を臨床的に鑑別することは難しい（発熱や呼吸器症状など症状が似ている）ため、発熱などの症状を訴える人が急増した場合に、地域において適切に相談・診療・検査を提供する体制を整備する必要があります。

そのため、令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」に基づき、医師会等関係機関との協議及び医療機関への意向調査を行い、島根県医療審議会感染症部会での審議を経て、発熱患者等の受入に対応可能な診療・検査医療機関を指定しました。